

第 10 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15 年 4 月 8 日午後 1 時 30 分 招集
- 2.平成 15 年 4 月 8 日午後 1 時 30 分 開会
- 3.平成 15 年 4 月 8 日午後 3 時 10 分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	笹 原 瑞 穂
4 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 明
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 吾
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信
25 番	産 山 村	井 工 ミ 子
26 番	産 山 村	渡 辺 裕 文
27 番	産 山 村	井 信 也
28 番	波 野 村	市 原 新
29 番	波 野 村	志 賀 安 男
30 番	波 野 村	水 野 日 出 男
33 番	波 野 村	市 原 正 次
34 番	波 野 村	岩 下 利 明
35 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
36 番	波 野 村	大 塚 國 勝
37 番	振 興 局	本 田 惠 則

欠席議員

7 番 一の宮町 阿蘇品清二
31 番 波野村 後藤新一
32 番 波野村 阿南洋

7.説明のため出席した者の職氏名
無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬國興	次長	大塚敏彦
局員	井八夫		井野孝文
	今村清信		高藤裕樹
	井利則		高橋祐一
	坂口英明		

9.議事日程

(1)小委員会報告

(2)協議事項

- 協議第 19 (継続)投票区の見直し・開票所の選定について
- 協議第 22 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)
- 協議第 23 一般職員の身分の取扱いについて
- 協議第 24 特別職等の身分の取扱いについて
- 協議第 25 事務機構及び組織の取扱いについて
- 協議第 26 消防団の取扱いについて
- 協議第 27 人権教育・同和対策事業の取扱いについて
- 協議第 28 保育事業の取扱いについて
- 協議第 29 その他の福祉事業の取扱いについて(社会福祉協議会等)
- 協議第 29-2 その他の福祉事業の取扱いについて(敬老会等)

(3)提案事項

- 提案第 1 新市の名称について
- 提案第 2 慣行の取扱いについて
- 提案第 3 社会教育関係の取扱いについて

(4)その他

- 1 新電算システム構築に係る業者選定のあり方について
- 2 新年度予算について

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) 定刻になりましたので、ただ今から第 10 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を開会させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。なお、本日の会議は欠席届が 2 名になっております他、まだご着席でないかたもいらっしゃいますけれども、すでに定足数を満たしておりますので、ただ今から開会させていただきます。

日程第 2 委嘱状交付

事務局長(岩瀬) 会議に先立ちまして、委員さん並びに幹事さんの交代がございましたので、ここで辞令交付をさせていただきます。

ただ今からお名前をお呼び申し上げます方は、会長の前までお願いいたします。まず阿蘇町の

森山幸義様。それから阿蘇地域振興局の草野武夫様。

会長（河崎敦夫君） 委嘱状森山幸義。阿蘇中部4町村合併推進協議会委員を委嘱します。平成15年4月1日、阿蘇中部4町村合併推進協議会会長河崎敦夫。よろしくお願いいたします。

委嘱状草野武夫。阿蘇中部4町村合併推進協議会幹事を委嘱します。平成15年4月1日、阿蘇中部4町村合併推進協議会会長河崎敦夫。よろしくお願いいたします。

事務局長（岩瀬） 以上、お2人の方に委嘱状を交付させていただきました。森山幸義様は、阿蘇町の区長会の会長様で前任の大塚様に代わりましての委員さんでございます。また、阿蘇地域振興局の前富田室長が転任されました。後任としておいでました草野武夫様に幹事として、委嘱状を交付させていただきました。それではご挨拶の方に移らさせていただきます。始めに河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第3 あいさつ

河崎会長

会長（河崎敦夫） どうも皆さんこんにちは。桜の花も満開でいよいよ平成15年度の年度始めを迎えました。

皆様方には何かとご多忙のところでございますが、第10回の協議会のご案内を申し上げましたところ、2、3の欠席者がございますけれども、万障繰り合わせいただきましてありがとうございました。特に本年度は統一地方選挙の年でもございまして、県議会議員が4日に告示となりました。13日の投票日にむけて選挙戦の真最中でございます。

さらにこの後、町村議会議員選挙ということで、協議会の中でも関係者がたくさんいらっしゃると思います。どうかそれぞれご健闘いただきたいと思っております。

さて、前回の協議会で庁舎方式や議員定数の件について小委員会が設置され、その第1回会議も終わったようでございます。合併協議会も昨年より発足しましたが、合併特例法の期限まで余すところ2年を切りました。17年3月までには協定項目を調整して、住民の希望に応えられるように新市の発足をしなければなりません。これまで国民健康保険税や保育料、税金の取扱いなど、住民の直接負担に関する事なども協議してまいりましたけれども、4町村間に格差の大きいものもあります。調整をしていくためには新市における財政計画を立案し、総合的に勘案していかなければならない状況にもあります。

合併の基本姿勢といたしましてはできるだけサービス水準は高く、住民負担は低くということで住民負担が増額しないことに重点をおいておりますが、全てを現行より低く調整していくことにはなかなか難しい問題もあるようでございます。ともかく新市の建設計画策定の中で基本理念を出し、施策的な重点化を図りながら検討していくことも必要であると思っております。

本日は第10回の協議会となりました。たくさんの審議事項が提出されておりますけれども、十分にご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。次にご挨拶をいただきますが、本協議会の顧問であります、阿蘇地域振興局の岩下局長さんが本日は他の会議のためこちらにはご出席いただけませんでした。代わりまして阿蘇地域振興局の本田次長様においでいただきましたので、ご挨拶をいただきます。

本田阿蘇地域振興局次長

阿蘇地域振興局次長（本田恵則君） どうもこんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました振興局次長の本田でございます。今、司会のほうからご紹介がありましたように、本日は局長は所用のために私が代理で出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

実はそのことと関係するわけですが、すでにご承知のとおり本年度がスタートいたしました初日、4月1日には南阿蘇の3村の合併推進協のほうで法定協が立ち上がっております。実は本日、知事のほうへその法定協の設置、届け出ということで南阿蘇のほうで知事のほうに会っているという状況でございます。

また、新聞等の報道でご承知のとおり、昨日、上天草市の合併の調印がなされたところでございます。おそらく本日、関係町の臨時議会が開催されて、そこで合併の議決がなされればほぼ確実に上天草市が県内12番目の市として設置されるということが、ほぼ確実になるわけでございます。そうした中で、この阿蘇中部4町村の合併推進協議会というものの取り組みも、また非常に新しい市の建設に向けてというようなことも含まれておりまして、県内の注目を集めているところでございます。その中で本日は多くの協議事項が、また大切な協議事項が含まれているところでございますけれども、皆様方の本当に活発なご議論ご検討をお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。それではさっそく河崎会長を議長といたしまして議事のほうに移らせていただきます。議長よろしくをお願いいたします。

日程第4 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） それではさっそく会議を始めさせていただきます。まず、会議録署名委員に一の宮町の森下幸美委員さん、阿蘇町の西岡ヤス子委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

日程第5 会期の決定

会長（河崎敦夫） 続きまして会期の決定日でございますが、本日一日といたしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、異議なしということで会期本日一日といたします。

日程第6 議題（1） 小委員会報告

会長（河崎敦夫） さっそく議題に移らせていただきます。

始めに、新市の事務所設置・議会議員の選挙区定数等に関する小委員会が3月27日に開催されました。委員長に阿蘇町の松永勲委員、副委員長に産山村の井正明議員さんが選任されましたのでご紹介させていただきます。一言ご挨拶いただきたいと思います。そして小委員会のほうの件もよろしくをお願いいたします。

阿蘇町（松永 勲君） こんにちは。阿蘇町の松永でございます。

第1回の合併推進協議会の小委員会を開催いたしました。その経過についてご報告を申し上げます。ご報告の前にただ今会長よりご紹介がございましたが、不肖私はその委員会の委員長に就任をいたしました。各町村からそれぞれすばらしい委員さんおられましたけれども、不肖私に委員長をやれということでございましたので、誠に浅学非才な力不足の私でございますけれども、皆さん方のご指名でございますのでその大役をおおせつかるよういたしました。今後極めて重要な課題を審議していくわけですけれども、皆さん方のご協力を得ながらこの委員会がその目的を十分果たせるようにしっかり頑張っていきたいとこのように思っております。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。はなはだ言い尽くせませんが委員長の挨拶とさせていただきます。

引き続きまして経過を報告いたします。平成15年の3月の27日10時より合併協議会事務局会議室におきまして、全員出席のもとで会議は開催されました。協議事項といたしましては、まず

1 番目に委員長、副委員長の選任について協議をいたしました。協議の結果、ただ今申し上げましたように私が委員長に選任をいたしました。副委員長に産山村の井 正明議長が選任をされました。井副委員長をご紹介します。副委員長、一言。

産山村（井 正明君） 産山村の井 正明です。ただ今小委員会の委員長であります松永委員長からご報告がありましたとおり、私が副委員長という大役をおおせつかりました。なにぶんにも浅学非才の身ではございますが、委員長を支えながらこの小委員会が目的を達成するように精一杯努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうか一つ皆様方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

阿蘇町（松永 勲君） 次に委員会の運営方法について協議をいたしました。

一つには小委員会の会議は秘密会とすることにいたしました。

二つ目には委員会では全会一致を原則とすることにいたしました。

三つ目には推進協議会と同じシステムで提案した次の委員会で協議をすること、以上三点を確認いたしました。

その他についてはまず 1 番目には新市事務所設置方式を検討するにあたり将来の電算システムのあり方や 4 町村の役場庁舎の状況を知る必要があるということで、5 月の中旬以降に西原村、阿蘇町の電算システム及び 4 町村役場を視察することといたしました。

2 番目に委員からいくつかの資料の要求があり、事務局の方で資料を準備していただくことといたしました。

最後に私たちの委員会は今後事務所の設置方式や位置候補地の選定、庁舎の有効利用の仕方、議会議員の選挙区ごとの定数等について、調査、審議していきますが、いずれも地域住民の方々の関心も高く、さまざまな角度から慎重に審議を行っていく必要があります。今回は基本的事項についての確認を行いました。次回以降は先程申しましたように各町村の庁舎の状況や、電算システムについて現地視察を行い、その調査結果を踏まえた上で本格的に審議を行ってまいります。

以上、ご報告を終わります。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。それぞれで小委員会の役員も決まりました。それぞれの協議をしていただくわけでございますが、よろしくようお願い申し上げたいと思います。それでは次に、前回からの継続協議について事務局から説明報告いたします。

協議事項（2） 協議第 19 号（継続）投票区の見直し・開票所の選定について

合併推進協議会事務局次長（大塚） それでは私の方からご説明させていただきます。前回からの継続協議となっておりますので、協議第 19 号投票区の見直し・開票所の選定についてということでございますけれども、協議第 19 号につきましてはほぼ原案どおりというご意見でございましたけれども、波野村さんから関係委員会の意見を聞いた上で調整をしたいとのご意見がございましたので、まず波野村さんからその結果をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） よろしいですか。お願いいたします。

波野村（水野日出男君） この 19 号の継続につきましては、持ち帰りまして直ちに全員集まって協議したところですね、原案どおりでいこうということになりました。

以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。それでは波野村も原案どおりということで、4 町村それぞれ原案どおりということで決定させていただきました。ありがとうございました。資料の配布が、説明を事務局のほうでいたします。

事務局次長（大塚） それでは引き続き今回協議事項について、移らせていただきたいと思います。

ますけれども、その前に前回のご提案、資料の中で差し替え分がございますのでお願いしたいと思ひます。この薄紙ですな一番下のほうに付けてあります。阿蘇中部 4 町村合併推進協議会ホームページの解説についてというお知らせ分をつけたものでございます。合わせてこのホームページもちょっとご説明をさせていただきたいと思ひますけれども、阿蘇中部 4 町村合併推進協議会のホームページを 4 月の 9 日を目処に開設する予定でございます。ホームページアドレスを左の下のほうに付けてありますので、各委員さん方もよろしければちょっとご覧になっていただきたいというふうに考えてあります。

それと先程申しました資料の変更でございます。資料に 23 ページ目から 28 ページ目ということでページを打っております。これは前回の協議会の資料の 23 ページ目から 28 ページ目という意味でございます。すべて差し替えをお願いしたいと思ひます。中身につきましては、まず関係法令等の中で誠に前回ちょっと不手際があったんですけれども、収入役さんの部分が漏れておりました。それで今回それを付け加えたところで入れてあります。

それと 25 ページ目以降でございますけれども 4 月 1 日付けで阿蘇町の特別職報酬等の改正がっております。その部分の差し替えをちょうど新市の案の真中あたりになりますけれども、改正後ということで文言をいれていますけれどもそういった形で 4 月 1 日付けで改正になっていきますのでその差し替えをお願いしたいと思ひます。資料については以上です。

次に合わせまして、前回の協議第 25 号、今回協議第 25 号で挙げていますけれども、事務組織及び機構の取扱いの中で前回資料の 41 ページでございます。ちょっとばたばたして申し訳ない。すいません。お手元に資料をお持ちでない方は会議次第のほうをご覧いただきたいと思ひます。

会長（河崎敦夫） あんまり資料がごちゃごちゃなるとるけん、資料ナンバーを打ちなさいと言うたんですけど。資料 1、資料 2、資料 3、資料 4 そうするといいと。我慢して下さい。

事務局次長（大塚） 式次第の本日の協議会議資料をご覧いただきたいと思ひます。お手元が見やすいと思ひます。本日の会議資料の 2 ページ目です。この協議第 25 号事務機構及び組織の取扱いについてで から というふうに書いてありますけれども、前回提案時点で 現有庁舎を有効利用できる組織機構という文言が入っておりました。これにつきましては、現在設置されております事務所設置等の小委員会に所掌事務に謳い込まれておりましたものですから、今回資料の中からこの現有庁舎を有効利用できる組織機構 というのを削除いたしまして、 の緊急時に対応即応できる組織機構というのを として挙げさせていただきました。そこを修正しておりますのでよろしくをお願いしたいと思ひます。

それともう一点でございます。消防団の取扱いについて。これは今の同じく 3 ページ目になります。消防団の取扱いについてというところでございますけれども、この 3 ページ目の（3）のところには班長以上の幹部の任期は前回の資料では 4 年とするというふうに提案をさせていただきました。3 月の 24 日に消防団の団長さんと副団長さんの会議を実施いたしましたけれども、その会議の中で、全会一致でこの 4 年というのを 2 年にしてもらいたいというご要望がございました。それで今回の提案の中では、その 4 年を 2 年ということで修正した上で提案をさせていただいております。

以上が修正事項でございます。

会長（河崎敦夫） ただ今事務局のほうから一点、二点、三点について資料の差し替え、そしてまた二番目が資料の削除。そして三番目が消防団については 4 年が 2 年という修正の三点の事務局の説明でございました。よろしゅうございますか。

それでは協議第 22 号から 29 号の 2 までをまとめて各町村の代表から意見を出していただきまして、終了後に各委員からの意見聴取協議をあるいは質問があれば回答、質疑応答にしたいと思ひますがそういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

協議第 22 号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）
協議第 23 号 一般職員の身分の取扱いについて
協議第 24 号 特別職等の身分の取扱いについて
協議第 25 号 事務機構及び組織の取扱いについて
協議第 26 号 消防団の取扱いについて
協議第 27 号 人権教育・同和対策事業の取扱いについて
協議第 28 号 保育事業の取扱いについて
協議第 29 号 その他の福祉事業の取扱いについて（社会福祉協議会等）
協議第 29 号-2 その他の福祉事業の取扱いについて（敬老会等）

会長（河崎敦夫） それでは協議 22 号から順にあって一の宮さんの方からお願いしたいと思いますがよろしゅうございますか。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。財産区につきましては一の宮町につきましても 1 については事務局案とするが 2、3 については事務局調整案も部落有林等の取扱いについての課題として、実態がつかめていないものもある。そういった表現がされており、実態調査終了後に再度協議を行いたいのので継続審議でお願いいたしたいということでございます。

会長（河崎敦夫） はい、それじゃ次、阿蘇町お願いします。じゃあごめんなさい。一括という提案でございましたので 29 の 2 まで一括して通してやってください。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一般職の身分の取扱いにつきましては、1、3、4 については事務局の原案どおりとするが 2 の合併までの新規採用を控える意味について採用しないと現職員数の補充を行うのか明確な表現に訂正することを提案します。

また、定員管理の適正化に努めるといった表現についても企業経営的立場で具体的な目標年度等を明記すべきといった意見もありました。

特別職等の身分の取扱いについては事務局原案どおりといたします。

事務機構及び組織の取扱いについても事務局原案どおりとします。

消防団の取扱いについても事務局原案どおりとします。

人権教育・同和対策事業の取扱いについても事務局原案どおりといたします。

保育事業の取扱いについて、これも事務局原案どおりといたします。

その他福祉事業の取扱いについて、これも事務局原案どおりといたします。

のその他の福祉事業の取扱いについて、これも事務局原案どおりといたします。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。

次阿蘇町さんおねがいします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。22 号から 29 号の 2 まで全て原案どおりでお願いいたします。

会長（河崎敦夫） それでは産山さん。

産山村（井 武也君） 産山の井でございます。19 号につきましては原案どおりでございます。

22 号については 1 と 3 については原案どおりでございますが、2 の部落有林等についての新市の引継ぎでございますが、実態調査が完全でないようでございますので再度協議をお願いしたいということでございます。

23 号につきましては、原案どおりでございます。

24 号原案どおりでございます。

25も原案どおりでございます。26も原案どおりでございます。

27も原案どおりでございます。

28号につきましては、町村間で保育料金の格差があり、料金統一にあたっては低い料金を基準に設定していただきたいと思っておりますが、新市の財政状況との兼ね合いもありますので再度専門部会で検討し、具体的な額を表示するべきではないかと思えます。

29号については原案どおりでございます。

29号2につきましては原案どおりでございます。

以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。波野さんお願いします。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。協議第22号から29号の2まですべて原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） それぞれ22号から29号の2までございました。その中で再確認させていただきたいと思えます。22号から29の2まで。

事務局次長（大塚） それでは事務局のほうでちょっと再確認をさせていただきたいと思えます。最初に原案どおりということで了解をされたものについて確認させていただきます。

24号の特別職等の身分の取扱いについて、25号の事務機構及び組織の取扱い、26号消防団の取扱い、27号人権教育・同和対策事業の取扱い、28号保育事業の、すいません28号はちょっとご意見がございました。29号その他の福祉事業の取扱い、29号の2その他福祉事業の取扱いについて。この中で22号と23号それと28号を除いたその他のものにつきましては原案どおりということで、ご意見を伺ったように思いますがいかがでございましょうか。

会長（河崎敦夫） はい、確認していきたいと思えますが、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、残り22号と23号と28号この3議案がまだですね。事務局のほうでお願いします。

事務局次長（大塚） まずちょっと後先になりますけれども、28号保育事業の取扱いについてということでご説明をさせていただきたいと思えます。28号の保育事業の取扱いにつきましては、先程産山さんのほうからご意見ございました。で、部会のほうの意見としましては保育料につきましては合併までの間に保育園の統合や、保育料の見直し等の動きがございまして、合併直前の各町村の保育料単価と先程おっしゃいました財政の状況とを見極めた上で、できるだけ低い方向で調整はしたいというふうに考えておりました。そういった部会の意見もございました。

それと具体的な金額等の話はやはりシミュレーション等が必要になると思えますけれども、そのシミュレーションにつきましては、現時点の物であれば作成が可能でないかということで部会のほうが申しておりますので、よろしければこの28号の保育事業の取扱いにつきましては、先程のご意見を踏まえた上でもう一度部会に戻させていただけないかというふうに考えております。いかがでございましょう。

会長（河崎敦夫） いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） よございませうか。はい、それじゃあ28号保育事業の取扱いについてはまた専門部会のほうに戻します。ということでご了解いただきたいと思えます。それから22、23については。

事務局次長（大塚） 22号につきましては、ちょっと事務局の方ですねこの間の町村会の中でご意見ございましたものですから、一応修正意見として資料を用意しております。まずその資料をお配りさせていただけないかと思えます。

それでは 22 号について説明をさせていただきたいと思います。先程一の宮町さんのほうから(2)(3)ということでしたけれども、実態調査をした上でその終了後に協議したいということで継続にできないかというご意見ございました。それと産山村さんのほうから(2)について調査を終了した時点で再度協議ができないかということでした。その話を町村長会の中で一応事務局のほうも受けとりまして、一応こういった形で(2)の部落有林等についてはできるだけ実態を調査した上で、合併までの間に調整をするというような言い方で修正案を提案させていただいています。まずこれをご議論をお願いできませんでしょうか。よろしくおねがいします。

会長(河崎敦夫) はい、22号の財産及び債務の取扱いについてのことで、若干文言の訂正が事務局からあったようでございますが、それに関して何かご意見ございませんか。

どうぞ井さん。

産山村(井 武也君) 産山の(2)の問題につきましては、協議いたしましたところ、また資料に基づいて検討いたしましたけれども、他町村の面積等が非常にこう何かばらつきがあるような感じもいたしますし、それ事実実際の面積に、というようなふうにも受けとられましたので、実態の調査を是非お願いしたいというのが趣旨でございます。よろしくおねがいいたします。

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎です。部落有林につきましてはですね、今産山さんからご意見がございました。この実態がまだうちの町のほうもですね完了しておりません。

それから行政財産ですけど、普通財産の山林とか原野。まあ山林につきましては前回の資料を見てもみますと、非常にばらつきがございます。

うちの場合ですね一の宮町つまり 29 年合併時にですね、この行政財産の処分の方法をですねどういったかたちで採ったかといった、さかのぼって調べてみました。旧一の宮町 4ヶ町村併ですけど、当時ですね一つの町村を基準にして山林を出しおっております。そして残りをですね財産として各旧町村で残しております。で、今回の場合もまったく同じような例でございますけれども、新市において財産区は設置しないといった事務局案が出ております。そういった場合ですねやっぱり対等合併であるならばですねきちっと面積とか所有云々、ある程度の地ならしをせんままですね、ただ現在ありますその山林とか何とかただこのままの状況で新市に引き継ぐといった形はいかがなものかどうか。もう少しですね調査をしてからですね決定していただきたいと思っております。

会長(河崎敦夫) はい、ありがとうございます。今それぞれ産山さん、一の宮さんの意見がございましたが、事務局で何かありますか。

事務局次長(大塚) 今現在ですね、実測という形で具体的な実際の面積をというお話がございました。今現在国土調査等が済んでいる町村も限られております。町村によっては、具体的に国土調査で実測する場合に、平成 45 年ぐらいまでかかるとか、そういうふうな話が出ていう町村もございます。この 2 年間の間にその面積までですね、実際に全て完了してしまうという調査そのものがですねかなり難しいというふうを考えております。ただ、この部落有林等につきましては、現状の権利義務関係をまずはっきりと確認をさせるということです。それと、大まかな線引き等については可能ではないかというふうを考えております。そして旧字図と旧契約書等ですねその権利義務関係を確認する。それくらいしかこの 2 年間の間の調査につきましてはですねできないんじゃないかというふうを考えております。実際に実測をしてまいりますと、そこにやはりかなりの時間がかかるということで、実際にその実測してこの結果に基づいて調整ということはかなり難しいというふうに部会のほうでも担当のほうでも考えております。以上でございます。

一の宮町(宮崎昭光君) 行政財産は。

事務局次長(大塚) 行政財産につきましてもですね、やはり同じように国土調査の関係で面積がはっきりともう確定している部分と、そしてさっきのあの字図どおりな形で面積を出してい

る部分とやっぱりございます。これを面積確定させるというのは非常にやはり時間がかかる問題です。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

産山村（井 武也君） それは確かに事務局のとおり、ご説明と私どもそう理解をいたしておるわけですが、まだあの資料の中に基づきますと、まだまだちょっと内容的に知りたい、また調査をしてみたいというようなことでございますので、綿密な面積がだめというような意味合いではないということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

会長（河崎敦夫） この差し替え、修正案はできる限りという、日本語はなかなか便利良くて、できる限り実態を調査した上で合併までに調整するという事務局の修正案ですが、精密に、明確にということはやはりちょっと不満にも時間が無さ過ぎるというような気もしますけれども。

（宮崎昭光君「ちょっといいですか」と自席より発言あり）

会長（河崎敦夫） はい、どうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 正確なる数じゃなくて、この前資料が出たでしょ。各町村の。各町村の資料が出ております。で、その数字を見てもかなりの差があります。で、それをそっくりですなそのまま新市に持って行くということをする、うちの町としてはちょっと、もう少し調査した上でといった形を、この修正案で今日このまま修正案で賛成ということにはちょっと待っていただきたいと思います。

会長（河崎敦夫） 修正案の原案を2番目は同じような形で。はい、事務局。

事務局次長（大塚） 先程、前回の質問の中の、面積等の話がございましたので、もう一度これについては部会のほうに詳しくちょっとさせたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

会長（河崎敦夫） 部会差し替えて？

事務局次長（大塚） はい。

会長（河崎敦夫） はい。もう一回部会で検討するというところでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

会長（河崎敦夫） それでは、協議第22号についてはそのように取り計らいます。

それと、一般職も、23号ですか。はい。

事務局次長（大塚） それでは、もう一点ございました、協議第23号の一般職の身分の取り扱いについての中で、合併までの新規採用を控えるという部分につきまして、具体的な数字なりというようなご意見がございました。採用しないのかそれとも現職の補充なのか。

それともう一点定員管理では年度計画期限等をつけないのかとかそういったご意見がございました。

まず、定員管理につきましては今、部会のほうでまた検討しているところでございますけれども、新市の建設計画等の中で具体的に年次計画を立てながらですね作成していくようなことになるかと思えます。そういったところで定員管理につきましては、ご理解いただきたいと思えます。

それと、先程の新規採用の話でございますけれども、これにつきましては、合併の効果の一つとして、事務効率化による職員数の削減というのが当然挙げられます。

それと中部4町村の場合に前ご説明したこともあるかと思えますけれども、類似団体と比較しますと、現員数もかなり多い状態ですが、山鹿市と比較して120人程度多いというような話をしたことがあるかと思えますけれども、面積の差もございまして、今後、事務所等の設置方式をどうするかによっても必要職員数も変わってまいります。それと、合併までの間でございますけれども、各町村の事務担当者も通常業務の他、合併の準備でかなり忙しくなることが予想されます。こういったことを踏まえまして、町村長会の中では、合併までの新規採用については今後の退職

者分を上限とするような形で採用させてもらえないかというようなご意見もございました。もしよろしければ、その具体的な新規採用者の取扱いにつきましては、町村長会のほうで協定を結ぶなりそういった、調整をするということでご理解いただけませんか。よろしくお願いいたします。

会長（河崎敦夫） 今の事務局案について何かございませんでしょうか。それこそ町村長の出やせんかい。

町村長会ではですね、やはり合併に向かって作業も非常にややこしくなる、大事になるから退職した分だけは補充しようじゃないかと、そして合併後に向かって定員管理というんですか。そういう形の中で退職者の3分の1とか半分とか、そういうことでいったらどうかという意見でいたいそういう町村長の意見はそういう形になろうとしております。

現状でそして退職される人に10名退職する町村があれば10名補充していく。合併後に調整していくというんですかな。

いかがでしょうか。基準は15年の4月ということですよ。

ただ、これ町村長会の話の中で、私も出したんですが、それぞれの町村に職員定数条例というのがあるんですね。その定数条例より下回っておることは4町村も間違いはないですな。ところが下回る度合いというか、パーセンテージが若干違うんじゃないかな。こういうのを勘案すべきじゃないかという話も。はい、どうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） すみません。阿蘇町の松村でございますが、一般職についてはですね、15年の4月1日でですねきちっと整理しとってですね、それから退職した場合にですね、採用すればいいというようなことですので、それで結構かと思えますが。

ただ中央病院とかですね、ここらあたりについちゃあ組織が変わる可能性があります。これはなぜかちゅうと、今3対1の看護体制になっていますが、これから2.5対1の看護体制になればですね、当然看護師あたりを増やさなきゃいかんという問題とか、人件費を増やさなきゃいかんとかいう問題が出てきやしないかというふうに思います。従って、そこらあたりをある程度弾力的なですね運用をさしていただいとらんと組織機構が変わった場合にですね、そこらあたりの組織機構に見合うですね、いわゆる定数管理ができないということが出てきやしないかというふうに非常に心配しております。今回特に中央病院の場合はですね、その療養型を1病棟入れるということになりまして、それイコール3対1の看護体制から2.5対1の看護体制になるということになりますと当然看護師がですねやっぱり必要になってくるわけですので、そこらあたりについてはある程度町村長さんがたですね確認をしていただいとって、そういう特殊なものについては採用できるようなですね形を是非お願いを申し上げたいと思います。

会長（河崎敦夫） 一般職についての話ですか。

阿蘇町（松村勝美君） これは一般職だけです。

会長（河崎敦夫） はい、現業、病院あるいはまた保育園もあんなが言わんとするところは保育園も書いたどな。統廃合した場合の職員の余剰職員。それ一般職の件ですが、だいたい町村会の原則にあるぞと。

はい、どうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 疑うってということではないんですけどもですね。例えばその身分そのものをいつでも切れるような身分で例えば臨時採用のような感じの職員で兵隊をふやさんばならんという状況ならばそういうことで一過性の職員として扱うことはできないものだろうか。それで改めて合併した後、その人間の能力、執権に応じて新たなその採用人の員枠に加えていくというような、そういった弾力的な運用っていうのはできないものなのかな。企業運営していくとそんなふうを感じるんですが。

事務局次長（大塚） 採用の仕方としては、そういった採用の仕方も当然可能だと思います。

先程申しました中でここから2年間の間ですね、この2年間の間の業務というのがこの協議が終わった後も各町村の事務担当者のほうはかなりハードな業務を処理しなければ合併までの詰めができなというふうに考えております。ですからこの2年間の間はですね、各町村のほうもかなりやはり大変になってくると思います。そこも踏まえましてできればある程度の人員確保はお願いしたいと思います。

当然その先にですね、合併後は先程申しましたように適正な規模に当然持っていかないといけませんので、それはもう計画を立ててですね進めて行く必要があるとは間違いなくそう思っております。

会長（河崎敦夫） 今のご意見ございませんか。

どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野ですが。職員数のところでご議論が出ておりますが、一応その退職された方を補充する意味で、新規人員を採用するということですよ。ところが今度は本当に合併後ですね、合併後にはどれだけするんだというものはないわけですよ。問題はそこなんですよ。合併後にはどれだけその職員数にするんだというものはないわけですね。ですから一度その職員として採用されたかたを、むやみにその市の町のそのほうから、あなた辞めなさいとかいう様な対応ができるのか。それを考えた時に、まあいかなものかなあと、だから小笠原さんのおっしゃったような臨時というようなかたちでですねやっていくほうが、そのそれぞれの方法も一つあるとじゃないかなと思いますがいかがでしょうかね。

事務局次長（大塚） 今、合併後というお話が出ました。で、適正化計画そのものは今から作っていくということでございますけれども、今これから10年間の間に4町村の中でですね、定年退職だけで約180から190人位が退職されることとなります。その180から190位の中で先程申しました、例えば山鹿市と今比較した場合に120人位うちの場合が多いというような状況がございます。ですからその180ないし190位の中でどれだけを採用していくか。例えば10年間の間にその半分なら半分を計画的に採用していくとか。そういったことについては今、部会のほうで考えているところでございます。これにつきましては、建設計画の中で当然出てくることになるかと思っておりますけれども、定員管理につきましてはそういった形で考えています。そして定員も採用等につきましてもですねできるかぎり抑えたいという気持ちは持っております。ただ先程言いましたこの2年間というのは非常にハードであるということだけでございます。できるだけ抑えていきたいということは当然、部会のほうでも考えていくところでございます。

会長（河崎敦夫） 水野さんどうですか。はい、どうぞ。

阿蘇町（家入澄雄君） 阿蘇町の家入ですけど。今まで現在は阿蘇町の場合は、退職者のだいたい半分程度を新採用として対応したのもあるんですが、他町村におきましては、退職者と同じ同数を採用されてきたのかですね。今後、その退職者の半分というのを採用するとやりかたも結構じゃないかと思うんですが。

事務局次長（大塚） 前回の資料に具体的な定数と現員数の資料もございましたですけども、各町村におかれましてはですね、当然その実地の問題があるかと思っておりますが、定員に比べればかなり人数を抑えて現員数をされています。ですから一概に退職者分の例えば何パーセントという言い方はできませんけれども、4町村ともですね、それはもう間違いなく定数があって実際の現員数はかなり抑えながら採用されているということはもう間違いございません。

会長（河崎敦夫） 職員を定数から削減するという努力はしていかなければならないと思いますが、合併を2年後に控えて、それまでの煩雑な事務の為にやはり退職者相当分は補充、新規採用していくと、それぞれの町村政がやっていけないというのが事務局の言いかたですよ。

そして尚、合併後に定数管理ちゅうんですか。適正な定数を決めて先程のようにどうなるかわかりませんが、退職者が出るその3パーセントか50パーセントかわかりませんが、

そういう形で採用、暫時採用して徐々に減らしていくということの行き方の説明じゃなかったですか。

事務局次長（大塚） そうです。

会長（河崎敦夫） どうでございますか。

〔「はい、いいです。」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。ということは23号一般職の身分の取扱いについては、原案どおりでいいですか。一宮さん。宮崎さんどうでしょうか。

事務局長（岩瀬） 事務局からですね、ちょっと説明させていただきます。ただ今ですね合併後に職員がですね一般職が減っていくということはもうご理解いただいたようです。今から2年間の内に退職者がおられて、その分について現員数が減っていくばかりではやっぱり各町村とも、その合併事務と一般事務と合わせてなかなか対応できないから補充をお願いしますというところまで原案がでておりました。そこで皆様方からいただきました意見が事務局提案と合わせまして二通りありまして、その足りない分を皆様方が何人かで認めていただいた時、その新規採用になるのかということと、ご提案いただきました、その分を新規採用しなくて、臨時採用で行くのかというのがですね今二つ出ていると思います。人数を補充していただくということに納得していただければその方法は何かということをご協議いただきますとこの案は成立すると思いますので、あと、その臨時なのか新規採用なのかということを話し合っていたきたいと思います。

会長（河崎敦夫） 小笠原案と、事務局案と。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 小笠原です。当然その新規採用というものの減数するわけですから、将来の戦力としても必要だろう。しかしその短期間に2年か2年半か3年かその間、兵隊さんとして使うならそういうのは臨時採用でいいのではないのでしょうかと、そういう提案でございます。

会長（河崎敦夫） ただ今、小笠原さんの意見に対して何か委員さんございますか。はい、どうぞ。

阿蘇町（家入澄雄君） 臨時職員規定というのがあると思うんですが、臨時職員においては、6カ月勤めたなら何カ月間かまた休んでもらう。そしてだいたい2度3度したなら、そういう人、同じ人を使った場合は臨時職員は正職員に将来は採用せないけないちゅう規定もあると思うんですよ。今まで臨時だから臨時職員のほうにしなくて、私達は嘱託職にお願いするというこつで今までやってきたんですね。その臨時職員という規定からすると何年臨時職員を使ったら本職員に採用しなければならないという規定があると信じておりますが、いかがでしょうか。

会長（河崎敦夫） ちょっと待ってください。

事務局長（岩瀬） それではですね、ただ今ご質問いただきました家入委員さんにお答えします。臨採は確かにですね狭義の臨採というのが定まっております。5カ月あるいは6カ月で規則で限定採用ということになっておりますので。

それからこれに関しまして、事務局も新規採用という案を出したのはその臨採で対応できないと思いましたが、現在の社会情勢のことも考えております。それからこの4町村において将来残ってですねこの阿蘇、生まれてくるこの町の中心になって働きたいとかいう希望をもっている若者もあるでしょうからですね。その部分のことも考えていかなければならないと思います。ですからその先程の臨採で済ました分を、本当に臨時で対応できるものについてはですね、皆様方の意見に抑えていただいて、すべてがですね10人退職しました、10人が臨時でございますというのは将来の為になかなか困難があると思います。ですから基本的にはやっぱり新採の方がですね巧みに強めて出てくるような方向になると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

会長（河崎敦夫） よろしいですか。小笠原さん

阿蘇町（小笠原徹朗君） はい、いいです。

産山村（井 エミ子君） 今、事務局のほうから言われましたけれど、この1、2年でですねすぐに人材があれば、このかた役場に入れとくといいなとかたも居られると思うんですね。それで合併してからはその人材の削減はまた検討してですね、優れた方がおればこの1、2年でですね職員採用で入れてもいいんじゃないかなと思いますけど。

会長（河崎敦夫） 松村君。

阿蘇町（松村勝美君） 人事の話もでておりますが、基本的には先程会長のほうからありましたように15年の4月1日をですね現在の職員定数としてですね、それからそれぞれの町村がですね16年3月に辞められる職員の数もですね、これ勸奨あたりで違うと思いますし、それと17年3月に辞められる方も違うと思いますので、それぞれの町村での違った形での退職者が出てくると思います。従って15年の4月の現有職員数をですね基準にしてですね16年の3月退職される補充。あるいは17年3月退職される補充をですね町村長の中でお話し合いをしていただいでですね、新規採用していただくというふうなことで是非取りまとめをお願いしたいと思いますし、それから先程中央病院の関係を申し上げましたが、阿蘇町の場合は中央病院も含めてですね一般職の定数の中に入っておりますので、そこらあたりは断片的にですねある程度専門職になりますけれども、途中でも採用せなん場合が出てくると思います。従ってそこらあたりも含めてですねこれらの町村長の中でですね、いわゆる15年の4月1日の現有職員数ですねこれを超えない範囲で職員の補充をしていくというふうなことで、了解がとれば一番いいんじゃないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

会長（河崎敦夫） 松村委員の意見はいかがでしょうか。臨時でいくのか、15年3月以降の退職される人の補充でいくのか。正式採用でいくのか。この2案でございますが、ちょっとご意見ございませんか。どちらがよかですか。

一の宮町（宮崎昭光君） 一般職の2の文章ですよ。文言の。ここですなうちの町では非常に整合性がないといった話がでました。といいますのがいいですか。合併まで新規採用を控えるとともに、合併後の職員数については、定員モデル類似団体の定員を目標ということはですね、この類似団体というのは現在も少ないとでしょう。現在も今合わせたところより少ないとでしょう。だからですね、この兼ね合いはどうするかといった話しがでたとですよ。うちの町はですね。

会長（河崎敦夫） じゃあ、これ町村長の中ではですね、採用を控えようではないかという意見があったわけですよ。ところが採用を控えるとですね、くどいようでございますが、合併に対しての準備体制も整えなければならない。

それと、それぞれの町村の一般的な作業もしなければいけない。やっていかねばならない。従ってとうてい大変な厳しさになってくるということで現状維持とかたちにいこうということで、今のところそういう案が町村長では出ています。

一の宮町（宮崎昭光君） それじゃですね。これうちの町だけですね。うちの町だけな。そんならば、一回申し訳ございません。今の意味をですね、申し添えまして補充の意味というのをですね、ここではできません。

会長（河崎敦夫） 継続ということによろしゅうございますか。

〔「継続をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。それじゃあお諮りいたしますが。

一の宮と事務局案との折衝があるから暫時休憩。

午後 2時 45分 休憩

午後 2時 55分 再開

事務局（大塚） 今までご議論行いました修正案をですね事務局のほうから今から配らしてい

ただきたいと思ひます。ご覧になつていただきたいと思ひます。よろしければですねこの修正案で、その他のことにつきましては町村長会のほうに任せていただくというふうな形でお願ひできないかと思ひます。修正案ご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会長（河崎敦夫） それではお手元に協議 23 号の修正案が配つてあるようでございます。事務局から説明をさせていただきます。

事務局次長（大塚） 協議 23 号につきましては、「合併まで新規採用を控えるとともに」という部分につきましては、明確にさせていただきたいというご意見ございましたので、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とする。あくまで上限とするということになります。というふうな形でその分修正を入れさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

会長（河崎敦夫） いかがでございますか。一の宮さん。

一の宮町（家人哲也君） 異議なし。

会長（河崎敦夫） 異議なし。はい、一の宮さんが異議なしとすれば全員異議なしになりますね。それではそれぞれ修正案等については、22 号 23 号 28 号それぞれ決定いたしました。失礼いたしました。22 号が継続、そして 23 号が修正案で可決、28 号が継続ということでございます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

（3）提案事項 新市の名称について

会長（河崎敦夫） はい。それでは次は、次回の提案でございます。次回の提案事項につきまして事務局から説明させていただきます。

事務局次長（大塚） それでは次回の提案事項につきまして説明させていただきます。

資料は協議会次第と、それと A4 版の新市の名称云々の 7 ページ目からの資料と、この 2 つをご覧いただきたいと思ひます。失礼しました。A3 ですね。A3 のこの資料、一番ぶ厚い資料です。それと協議会の次第をご覧いただきたいと思ひます。

提案事項は新市の名称についてと慣行の取扱いについて、それと社会教育関係の取扱いについて、それと合わせてその他で新電算システム構築に係る業者選定のありかたについて、それと新年度予算についてということをして続いて説明させていただきたいというふうを考えます。

まず資料の 5 ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

それと資料の 7 ページ目をご覧いただきたいと思ひます。新市の名称について提案は、新市の名称を「阿蘇市」とするという提案でございます。

資料の 8 ページ目をお開き下さい。新市名の検討に関する基本的な考え方ということで、新設合併につきましては、4 町村の法人格の全てが消滅して、新たな市として 1 つの法人格が発生するものでございます。この為、4 町村の名称が廃止されることに伴い、新市の名称を新たに定める必要がございます。

名称の定め方につきましては、法律上特に規定がないことから、基本的に自由に定めることができます。その括弧書きに書いておりますけれども、最近はその地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようです。これは 8 ページの右側の、あきる野市・篠山市・西東京市・あさぎり町・天草市。その線引きの所をご覧になつていただきますと、そういったポイントから名称を選択していくということがわかるかと思ひます。天草市の場合は、少し特殊なやり方をやっております、他の所は一般公募等もおこなっておりますけれども、天草市につきましては、歴史的な背景があり、地域の内外にひろく周知され、住民にもなじみ・親しまれ、かつ、誇りを持てるような名称で公募しても天草に勝る名称は想定されないのではないかとということで、公募による方法とはらずに天草市という提案をされ、次の協議会で天草市で決定をいたしてあります。今回中部

4 町村の場合に事務局の方から提案しました、阿蘇市というのと同じような趣旨でございます。

7 ページ目をご覧いただきたいと思います。新市の名称を阿蘇市と提案することについて。この地域を、包括的に呼称・総称する名称で、歴史的な背景があり、住民にもなじみ、親しまれ、かつ、誇りを持てる名称であり、その世界的知名度・定着度からみても阿蘇という名称に勝る名称は想定されないものと思われる。従って、公募による方法によらず、阿蘇市を提案し、関係町村において地域の意見を集約したうえで協議決定していく方法で協議するというので、今回阿蘇市を提案させていただきました。

阿蘇の名前の由来につきましては、いくつかございますけれども、その下に入っているところでございます。名称については、以上でございます。

提案事項 慣行の取扱いについて

事務局次長（大塚） 続きまして、慣行の取扱いでございますけれども、慣行の取扱いは、資料の 9 ページ目から 12 ページ目になります。まず町村民憲章につきましてです。これにつきましては、一の宮町と波野村が町村民憲章を今作っております。新市で協議し制定するというようにしております。これは市民憲章という形になるかと思っております。次 10 ページ目お開き下さい。町村の花、木、鳥のところでございます。各町村に今そういった花、木、鳥。

それと参考までに町村の唄等も入れさせていただいておりますけれども、こういったものもございます。これにつきましては、それぞれ新市において、公募等により制定するというので、公募を前提としてやることで、提案をさせていただいております。

次に 11 ページをお開き下さい。これは名誉町村民制度についてでございます。名誉町村民制度につきましては、合併後に制度を統一する。名誉市民制度を創るといような形になるかと思っております。そして現在の名誉町村民につきましては、そのまま新市に引き継ぐということでございます。

続きまして 12 ページ目をお開き下さい。12 ページ目は、表彰条例に基づく調査票でございます。これにつきましては、新市において制度を検討するというので出さしております。各町村表彰条例がございまして、そういった表彰をされていくところでございます。

提案事項 社会教育関係の取扱いについて

事務局次長（大塚） 続きまして、社会教育関係の取扱いについてでございます。これは少し資料が長くなりますけれども、13 ページ目から 36 ページ目が議題といたします。

まず生涯学習講座についてでございますけれども、社会教育関係につきましては、資料の 5 ページ目をご覧いただきたいと思います。すみません。ちょっとページ数が多くなりますので、具体的な調整項目につきましては、その 13 ページ目からでございますけれども、それをまとめたような形で資料 5 ページ目の をご覧いただきたいと思います。5 ページ目にまとめてあるかたちで書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。すみません、番号はこの A4 と A3 のやつは一連の番号を打っております。

まず生涯学習講座については、住民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整、検討する。

続きまして、生涯学習活動の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、会館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。

図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整、検討する。

社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努めるということでございます。

補助金等については、合併までに調整する。

公民館の役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。

条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については合併までに検討するということでございます。

次、(5)でございますけれども、合併後、新市に生涯学習の拠点施設(中央公民館等)の設置を検討するというのを挙げております。これは22ページ目になります。現在阿蘇町に阿蘇町の中央公民館がございます。波野村に波野村公民館がございます。一の宮町は中央公民館がないということでございます。産山村も中央公民館がないということでございます。合併後に、新市の新市生涯学習の拠点施設として、中央公民館等の設置を検討するということを提案をさせていただいております。

続きまして、6ページ目をお開き下さい。社会体育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討、調整する。

成人式については、合併後新市において合同成人式の開催に向け調整、検討する。

それと、(8)でございますけれども、合併後、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討するというのを挙げさせていただいております。27ページ目が資料になりますけれども、文化ホールにつきましては、現在4町村の中には建設されておられません。現在、各町村において、文化ホール等の建設が望まれておまして、整備、建設をしたいというふうなこれ部会のほうで意見がでております。これに合わせまして、合併後新市において、文化ホール等、文教施設の整備、建設について検討を行うということを提案させていただいております。具体的には、新市の建設計画の中にも、こういったポイントで話が出てくることになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、(9)ですけれども、各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整をする。

(10)各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。

それから学校施設につきましても、合併後も開放するものとする。ということで、書いております。具体的な調整案は先程の36ページまでの資料の中に入っているところでございます。ご覧いただきたいと思っております。

(4)その他提案 新電算システム構築に係る業者選定のあり方について

事務局次長(大塚) それと提案事項になりますけれども、新電算システム構築に係る業者選定のありかたについてということで、資料の37ページ目から39ページ目をご覧いただきたいと思っております。

1月7日の第7回協議会で電算システム事業につきましては、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整するという確認をいただきました。

具体的に新電算システム構築にかかる業者選定云々について今回報告をさせていただきます。まず新市の電算システムについては、一つの新しいシステムとして構築するというので、2番目の導入にあたっては、こういったことをやっていくということを書かせていただいております。現在各町村で稼働しているシステムは、熊本計算センターと、RKKコンピューターサービス。これは4町村ともこの2つの業者になっております。

今後、電算システムについて、4町村の統一を図っていきたいと考えておりますけれども、38ページ目をお開き下さい。電算業者の選定及びその方法につきましては、電算システムにつきましては、金額の多寡のみで選定する「競争入札」には本来なじまないのではないかというのが部

会の意見でございました。部会としましては、「プロポーザル」企画提案方式を最も適切な選定方式として提案をしております。具体的には、この企画提案方式で総合評価点数方式により1次審査で電算分科会、総務部会審査を行いまして、そして幹事会審査を経て、町村長会で承認された業者を、本協議会に報告した上で、業者を決定するというような形で提案をしております。参加する業者につきましては、現在4町村の業者であります、R K Kコンピューターサービスと熊本計算センターに加えまして、4町村から推薦があり、県内でも実績があります日立情報システムズと熊本県町村会の4社に絞込みたいというふうに考えております。各会社の具体的な中身は38ページ目の右の方に書いていますところがございます。この4社につきましては、阿蘇郡内の各町村でも使われておることでもございますし、県内のその他の合併協議会でも使われているところがございます。

5番目になりますけれども、これらの手続きを、15年7月にこれらの手続きを踏まえまして、新市の電算システムの業者を決定したいというふうに考えております。最終的には、平成16年10月の電算システムの構築を目標にしながら、データの移行作業を行うこととなります。システムプログラムの開発から稼働に至るまでの移行期間は、15カ月間ということになりますけれども、通常は22カ月程度が必要とされております。その下にあります、括弧でくくってあるところでございますけれども、仕様書策定と選定した電算業者からの提案等を4月の中旬あたりまで出していただきまして、そして審査、選定。契約内容の承認を協議会において報告して、確認をいただきまして、できればスケジュール的に7月に決定業者と契約を結べないかというふうに考えております。こういった形で、電算の業者選定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局長(岩瀬) 代わりましてご説明を申し上げます。ただ今、ご説明申し上げます、次回の提案事項3件。これについては、ご承知いただきたいということと、ただ今申し上げました、電算、その他の件の電算と今から申し上げます新年度予算、この2件については、ご承認をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

その他提案 新年度予算について

事務局長(岩瀬) それでは、15年度の予算を説明させていただきますが、別紙綴りになっておりますので、A4の広い紙になっています。これを1枚めくっていただきまして、これは2月にご説明を申し上げましたが、歳入歳出予算書につきましては歳入歳出それぞれ1,524万円をいただきたいと思っております。昨年度は2,007万7,000円でございます。

歳入歳出の予算の内容につきましては、後程説明いたします。

続きましてこの予算は、歳出予算の流用は、会長の属する町村の阿蘇町の財務規則の例によるとさせていただきます。

尚又、14年度から始まりましたこの事業につきまして、明許繰越がございます。明許繰越につきましては、この後でご説明を申し上げます。

3ページを開けていただきたいと思えます。歳入につきましては、昨年と同じように、町村負担金と繰越金と雑収入からなっておりますが、1,524万円でございます。4ページから、4ページは歳入の説明でございます。町村負担金を皆様方に報告いたします。これにつきましては、3月の定例議会において、皆様方審議いただいた方もいらっしゃると思えますが、一の宮町の負担金、388万6,250円。阿蘇町413万6,250円。産山村360万2,250円。波野村360万4,250円。これは均等割と、それと広報等にかかる負担割になっております。

会長(河崎敦夫) 内容は省略してよろしいですか。ではそういうことでお願いたします。

事務局長(岩瀬) はい、それでは歳出の予算は、そのようにさせていただきます、一番最後に繰越明許費が出さしていただいておりますけれども、繰越明許費になりましたことは、新市

の建設計画策定委託事業 500 万で事業始めましたですけれども、これは当然といっは大変申し訳ございませんけれども、年度末から始まりましたので、この継続でさせていただきました。その分が 372 万 8, 000 円明許繰越として、執行させていただきますと思っています。

以上提案ご説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） ただ今、今回の提案事項について新市の名称、また 2 番目に慣行の取扱い、社会教育関係の取扱い、それからその他ということで、新電算システム構築に係わる業者選定のあり方、そしてただ今説明の新年度予算についてでございますが、何かご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） なし。はい、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それではないということでございます。提案事項につきましては、今回の協議会で協議いたしますので、各町村に持ち帰られて、十分議論をしていただきたいと思っております。次回ご意見を持ち寄っていただければと思います。

日程第 7 次回開催日

会長（河崎敦夫） 次、次回の開催日ですが、事務局案では 5 月 13 日火曜日と。会場は阿蘇町農村環境改善センターということでございますが、何かございますか。5 月の 13 日。時間は。

事務局長（岩瀬） それではただ今の次回の開催のことについて、事務局の方から説明させていただきます。昨年のきまりの時もありましたですが、4 町村をできるだけ知っていただくということで、夏場はローテーションでということをご提案申し上げてご承認いただきました。従いまして、この 4 月から一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村の順で 2 回回ることを計画しております。それで、4 月の一の宮と 5 月は阿蘇町の農村環境改善センター、午後 1 時 30 分からをお願いしたいと思っております。その後、先程会長の方から連絡ありましたですけれども、小委員会の皆さんにおきましては、5 月の 20 日にですね小委員会を計画されておりますので、ご多忙と思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） 5 月 13 日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。

事務局長（岩瀬） 5 月 13 日の農村環境改善センターにつきましては、一応ご承認いただいたものと思っておりますけれども、町村の会場使用の都合もいろいろございます、それで正確にはですね差し上げますところの通知を必ずご覧いただきたいと思っております。ここではこのように決めさせていただきました。

日程 8 閉会

会長（河崎敦夫） はい、慎重にご審議いただきましたが、これで終わりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。以上で協議会を終了させていただきます。ご苦労様でございました。

事務局長（岩瀬） ありがとうございました。以上で第 10 回の阿蘇中部 4 町村合併推進協議会を閉会させていただきます。

午後 3 時 10 分 閉会